

## 第 51 回 笛吹市地域自立支援協議会 会議録

日時：令和 5 年 10 月 11 日（水）

9：30～11：30

場所：市役所本館 301 会議室

### 【出席者】

委員：風間会長・高橋委員・土屋委員・竹下委員・新沼委員・佐藤委員・花輪委員・  
吉村委員・渡邊委員・雨宮清委員・長谷部委員・鈴木委員・田草川委員・伊藤  
委員・茂手木委員・堀内委員・林委員・雨宮香委員・霜村委員・志村委員・四  
家委員

アドバイザー：高木准教授

事務局：内藤センター長・石原・菊島・依田・上原・古屋・荻原・曾根・若野

### 【傍聴者】 なし

#### 1. はじめのことば

（内藤）只今から第 51 回笛吹市地域自立支援協議会を開会させていただきます。本日、司会を務めさせていただきます、笛吹市基幹相談支援センターの内藤と申します。よろしく申し上げます。

#### 2. 笛吹市地域自立支援協議会 会長あいさつ

（内藤）それでは、自立支援協議会風間一幸会長からご挨拶をいただきます。

（風間）朝晩の寒さを感じられる季節になりました。今朝何を着ていこうか考え、背広にネクタイを選びました。幾分窮屈ではありますが、その分気が引き締まる思いです。

#### 3. 高木アドバイザーあいさつ

（内藤）ありがとうございました。続きまして、本自立支援協議会のアドバイザーを引き受けていただいています、山梨県立大学准教授の高木寛之先生からご挨拶をいただきます。

（高木）先日、国際福祉機器展に行ってきました。そこで ICT を活用した学習障害の支援を体験してきました。ICT の活用によって学習の機会を保證できるようになると感じました。福祉

機器と言っても様々あります。本会も幅広い関係者が参加されています。参加されている方々の強みを生かしていけるとよいと思います。

(内藤) ありがとうございます。それでは早速議事に移ります。笛吹市自立支援協議会設置要綱の第6条第1項に「会長が議長となる」とありますので、風間会長よろしく願いいたします。

(風間) 今回で2回目の議長になりますが、まだまだ緊張しております。ぜひよろしく願いいたします。今日も色々な立場から多くの皆様のご参加をいただいているわけですが、この会でいろんな分野での協議を進めることによって、良い状況が作られますようよろしくお願いいたします。

#### 4. 議事

(風間) まず、今年度の各部会活動状況についてお願いいたします。はじめに、本会について事務局よりお願いいたします。

##### ① 今年度の各部会活動状況について

(石原) 本会の活動状況についてお話をさせていただきます。本会については6月に本年度1回目の会議開催をさせていただきました。4月から新たなメンバーでのスタートになりました。初回で皆さんに協議会の意義や目的等のお話をさせていただき、また本会の下部組織である各部会や連絡会の定期的な開催の中で、それぞれから出た意見や課題等に対する検討をお願いしているところです。今回は、この会の中での検討はあまりなかったと思いますが、引き続き笛吹市の障害福祉行政のために、皆さんの意見や活動をより広くお伝えいただく中で、本会でも多くの提案ができるような形で行っていただければと思っております。この本会がより活発になりますようご協力をお願いしたいと思います。

(風間) ありがとうございます。次に、当事者家族部会のご報告をお願いいたします。

(竹下) 今年度は毎月開催することができるようになりました。いろいろな活動があるのですが、順を追って代表的なものをご説明したいと思います。まずは、社協さんの運営している地域活動支援センターについて、所長さんから具体的な活動内容について説明をいただきました。次に、6月にフランスのアビリンピックに、障害福祉課の手話通訳士である桐原さんが参加されたことを報告していただきました。アビリンピックは馴染みのない言葉かもしれませんが、障害を持ち、就労されている方がそこでの仕事を通じて、例えば接客やパソコンのスキルをマスターして参加する競技会のようなものです。その後は、笛吹市でやっている出前学習会

の中から2つほどお願いしてやっていただきました。1つ目は、防災です。担当の職員さんにいろいろな防災に関する説明をいただき、知識の再確認ができ大変有意義でした。2つ目は、大人の健康づくりです。食生活に関する勉強会をしました。担当の職員さんにいろいろなサンプルを持ってきていただいて、「あなたは食生活に気をつけた方がいいですよ」という説明を受けました。今後も地域で生活して、「自分が困ったこと」、「こういうものがあつたらいいな」という声を吸い上げていきたいと思います。今後は市長を交えた座談会もありますので、そのような場で自分の考えを出していくことが大事だと思います。また、市長との座談会の他に、携帯会社さんを招いてスマホの使い方の説明会も予定しております。今後も様々なイベントを考えており、できるだけ参加される方が有意義となるようなことを行っていきますので、よろしくお願いいたします。

(風間) ありがとうございます。次に相談支援部会の報告をお願いいたします。

(鈴木) 4月の第1回目に年間の予定を立てる話し合いをして、今年度も例検討会、虐待研修会、当事者参加のアセスメント研修をやっていくことを皆さんと共有しました。同時に地活I型についての説明会もしました。現在地活は市内にⅢ型2ヶ所、I型1ヶ所と少ない状況となっており、とても危機的状態だと思っています。地活がどういうところであるとか、どのようにしたら使えるのかということを知らない方が多いです。まだ一部には、昔の福祉工場であるとか、何か作業をしてお金を稼ぐ所だというイメージがとても強く残っている。あるいは、丸々一日預かってくれる所といった認識もあり、そのあたりについてなかなか区別もついてないことが分かりましたので、改めて地活I型についての説明をしました。地活について、できるだけ皆さんのところに行ってアピールしようと思うので、そういう場所があれば是非皆さんよろしくをお願いいたします。第2回目は事例検討会です。ピーチ美咲で事例を出していただいて、高齢障害者の話をしました。「高齢の障害の方の就労」をどうするか、まだ介護状況ではないが、年齢的には70代で、また働きたいといった人たちの話です。若いときから障害サービスを使っていれば問題はないのですが、ある程度の年齢になってからそういうサービスを使う場合は色々課題が出てきます。第3回目は障害当事者のアセスメント演習を予定していましたが、去年はアルコール依存から立ち直った方に話をさせていただいていましたが、今年は残念ながらそういう人がいませんでした。予定していた人がいたのですが、人前で話すことにハードルが高く、最終的には断られてしまいました。これについては引き続き年度いっぱいまで探していこうと思います。皆さんからも推薦していただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願い致します。その他、国から計画相談支援のモニタリング検証の話が出ています。これは、相談支援部会だけの話ではないので、今日の会で詳しくお話をさせていただく予定です。今後は、虐待研修もやっていこうと計画を立てていますのでよろしくお願い致します。

(風間) ありがとうございます。次に児童部会の報告をお願いいたします。

(荻原) 児童部会は、6月27日に1回目を行いました。10事業所の方に参加していただき、今回新たに作り直したマップを基に各事業所の紹介と、現在の状況や活動内容、課題等をそれぞれ発表してもらいました。その中で課題や要望がいくつか出ました。1つはセルフプランのあり方です。セルフプランでサービスを利用している方が多数いる中で、その状況について報告してもらいました。登校やサービスの利用がスムーズなケースは良いのですが、上手くいってないケースの場合は、誰に相談していいのかわからないという課題が出てきました。それぞれの支援者の方々に発信し、早めの対応をとることが良いという話になりました。学校や保育園との連携についても、スムーズなケースもあれば、難しいケースもあります。それと、発達特性に関する知識や支援方法など、実践に繋がる勉強会や意見交換会を今後計画してほしいという要望が出ました。これに関しては、通年の課題でもあったのですが、今年の12月7日に、こちらの発達総合支援センターの職員さんを講師に迎えて、卒業後の生活や就労など将来を見据えた支援について、学童期にどのような準備をしていけばよいのかということを中心に学習会を行うことになりました。あと、来年4月に法改正が予定されている中で、職員の配置計画等を事業所から出していただいたことと、基幹相談支援センターから、市役所内の教育委員会や子育て支援課、障害福祉課それぞれの連携体制の構築が今後の課題になるという話がありました。

(風間) ありがとうございます。次に事業所連絡会の報告をお願いいたします。

(古屋) 第1回目の内容は、前回お話をさせていただきました。第2回目の7月28日に市役所で行われた内容を説明させていただきます。授産品販売のカタログについて、追加の記載や修正についての説明と、授産品販売の活動予定についての説明がありました。それから、峡東圏域内や文京区内での販売活動と福祉事業所によるセレクトショップについてのお話をいただきました。また、市役所の担当の志村さんより第4次障害者基本計画の中間評価に関する説明をしていただきました。

(風間) ありがとうございます。次に委託相談連絡会の報告をお願いします。

(菊島) 今年度第1回が4月、第2回を7月に開催しております。基幹相談から委託相談事業所へ繋がせていただいたケースの経過支援、困難ケースの共有や支援の方向性等の検討を行っております。障害者サービスを利用している65歳以上の方の介護保険サービスの移行についてですが、介護保険の移行に伴って障害をお持ちの方の生活に急激な変化が生じないように配慮が大切と考えております。長寿支援課と検討を重ねてまいりましたが、支援の流れについてのフローチャート等、委託相談連絡会の中でも検討いただき、関係機関の方に周知を図っていきたいと考えております。また、住宅支援について困難に感じている内容についての情報共有も行い、継続して入居できるための幅広い支援が必要になるということがわかりました。

(風間) ありがとうございます。次に計画相談連絡会の報告をお願いします。

(曾根) 今年度は1回開催しただけではありますが、峡東圏域の吉村マネージャーに来ていただき、障害福祉政策の最新情報をお話いただきました。また、計画相談に携わる各事業所から現状を報告していただき、課題について話し合いをしました。児童部門では、ご本人と親御さんの意向のギャップをどのように計画に盛り込み、有効な支援に繋げていくのか。当事者と支援者との間の見解の相違や、福祉と教育の連携の難しさについて挙げられました。経済に关しましては、金銭面でのトラブル対応の難しさ、身元保証人がいないことでの支援の難しさ、本人と周囲の困り感にギャップがあることで支援が上手くいっていないというケースも多々あるということが挙げられました。相談支援の質をどのようにして上げていくのが、この会に与えられた課題と思います。

(風間) ありがとうございます。それぞれの部会から進捗状況の報告をいただきましたが、皆様方からご質問とご意見がございましたら、お願いいたします。

(土屋) 委託相談連絡会の中間進捗状況の中の65歳以上の方の介護保険サービスの移行について、関係機関に周知予定ということですが、これはどこの機関まで周知していただけるのかということと、書面等で知らせていただけるのか、また興味のある方に説明していただければと思います。

(菊島) 11月以降ということで、最終的なまとめの段階にきております。支援の流れについてのフローチャートや、介護保険の制度がどのようなものなのか、障害サービスを利用している方たちへの説明する案内文等も作成しているところです。周知する関係機関の範囲については、計画相談員や委託相談支援員と介護支援専門員の方を予定しています。介護に移行しますとプランはそちらの方になりますので、介護保険事業所連絡会や、居宅支援部会とケアマネージャーの集まる場所についても周知を図っていきたくと考えています。関係職種の方たちをメインに考えているのですが、あらゆる機会を捉えてお知らせしていきますので、是非声をかけていただきたいと思います。

(風間) 他にございますか。特に皆様からは無いようですが、高木先生から何かございますか。

(高木) 皆さんが、それぞれ得意なところで様々な活動されていることが共有できたと思います。この会の役割として、上がった様々な問題に対して、市で取り組むのか、それとも峡東3市で取り組むのか、県で取り組むのかを分類していくことが本来の目的としてあります。計画相談連絡会の報告では、今何が課題なのか共有することまではできています。年度の最後の報告に向けて、引き続き議論していただけるとよいと思います。

(風間) ありがとうございます。それでは次に移りたいと思います。

## ② 第4次障害者基本計画の中間進捗状況について

(志村) 笛吹市第4次障害者基本計画の中間評価について説明をさせていただきます。本計画は障害者基本法の第1条第3項の規定に基づき、市町村障害者計画として、国の障害者基本計画や、山梨県障害者計画の方向性を踏まえ、笛吹市が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めたものとなります。本計画の計画期間は令和3年から令和8年までの6年間となっております。本計画では、3つの基本部分に対応する形で、16項目の基本目標を掲げております。この計画を実施していくため、計画の進捗状況や達成状況を当事者やご家族目線、事業者目線、行政目線で検証するために、計画の開始から3年間をめぐりに中間評価を行い、その結果を自立支援協議会に報告し、点検と評価を行うこととなっております。詳細については、全94項目もありこの場で全てご説明することができませんので、本日は基本目標ごとに評価をまとめてお話をしていきたいと思います。まず、計画全般についてですが、計画期間中の令和3年から令和4年につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、当初計画していた事業が未実施、または規模の縮小等様々な影響が出ておりました。今回この中間評価を行うにあたり、当事者・ご家族様方については34名、事業所については10の団体に対して評価の依頼をさせていただき、その結果を集計したものがお手元の資料となります。基本目標①相談支援体制の強化からお伝えします。障害者の相談窓口である基幹相談支援センターにつきましては、当事者の皆様からの評価について、「気軽に相談できる」とご意見をいただいております。逆に、事業者様方から「相談体制が充実しているとは言えない」という意見もいただいております。今後は、スキルアップを目指しサービス事業所との連携を図っていくことを目標にまいります。また、サービス計画につきましても、事業者様より委託相談について「数が足りない」とご意見をいただいております。今後も相談体制については、事業者を交え検討してまいります。地域関係機関とのネットワーク作りについては、コロナの影響もあり自立支援協議会での検討を行う機会も少なく、十分な検討がされていませんが、今年度以降、改めて関係機関とのネットワークを図ってまいりたいと思います。次に、②在宅サービス等の充実についてお話させていただきます。各種サービスの利用については、コロナ禍の影響もあり、総量目標である福祉計画の推計値もかなり変動した結果となっております。現在、実施計画として第7期の障害者、第3期の障害児福祉計画を作成しております。この福祉計画策定に当たりましては、皆様のご意見を踏まえながら、次期計画を作成してまいりたいと思います。次に、③障害児支援の充実についてお伝えさせていただきます。この部分については、当事者、家族の皆様方、事業者の皆様方からのご意見はありませんでした。行政目線から考えますと、幼児期から成人期に至るまでの支援について、庁内の各機関と連携を図りつつ、切れ目のない支援が継続できるように今後も連携方法の検討を行ってまいります。また、自立支援協議会や要保護児童対策地域協議会等を通して児童と保護者の実態に応じた支援体制の構築を今後も目指してまいります。次に、④保健・医療との連携についてお伝えします。受診については重度医療制度が普及して

おり、以前のように医療費がないことによる受診困難のケースは少なくなってきたように思います。また、一時期はコロナによる受診困難の状況もございましたが、各機関の連携により、受診に困っている方々に対して、適切な医療受診の案内ができるようになっております。手帳を保有していない方々の支援についても、各種福祉サービスの提供を行い、医療機関やサービス提供事業者との連携の中で支援が必要な方が漏れてしまわないような体制が徐々にできていると言えます。次に、⑤地域生活移行・地域定着の促進についてお話させていただきます。地域定着に必要なサービスにつきましては、第7期障害者福祉計画、第3期障害児福祉計画において、当事者や事業所の方に意見を聞きながら次期計画の数値に反映されるように、現在作成しております。また、地域復帰に向けたサービス調整などについても、支援会議などを通して実施することができております。地域包括ケアシステム等などのサービスなどにつきましては、峡東圏域において、他市と連携しながら支援体制を現在も構築し、今後も図っていきたいと考えております。次に、⑥外出手段の確保についてご説明いたします。障害者の方々の外出支援につきましては、峡東圏域の有償運送運営協議会を通して、指定事業者の確保に努めております。また、福祉タクシー券を配布いたしまして、通院や買い物などに必要なタクシー移動に補助を行っております。現時点では、まだまだ移動手段が少ない、不自由しているとのお話も伺っておりますので、今後も継続して様々な移動手段を検討するとともに、段階的に導入し、市民の皆様の移動手段の確保を行ってまいります。次に、⑦誰もが暮らしやすい環境づくりについてお話しします。住環境の整備については、地域福祉計画に施設利用を盛り込むことで、県の障害者プランへの反映をお願いしてまいります。道路のバリアフリー化につきましては、新規・補修などの機会に切り替えを行い、住民・当事者の方々の住環境の充実に努めてまいります。交通機関のバリアフリー化につきましては、車道などの更新の際に徐々ではありますが、切り替えを進めてもらうように連携を図ってまいります。次に、⑧情報アクセシビリティの推進になります。手話通訳者の派遣事業は市直営で継続実施しております。手話奉仕員等養成事業は毎年受講者数が多いのですが、育成までには至っておりません。窓口業務におきましては、聴覚障害の方へ筆談ボードなどを活用し、説明を行っております。市のホームページ等におきましてはAIチャットボットなどを利用し、市民の方が活用しやすいようなホームページ作りに取り組み、住民の方々に広く発信できるよう努めてまいります。次に、⑨教育環境の整備についてお伝えいたします。児童ひとりひとりの障害特性に合わせた指導ができるように、各学校に学校サポーターや学力向上支援スタッフなどの配置を行っていきます。学校においても校内研修会などを開催し、一人一人の実態に応じた学習方法の検討と学習の機会を設けています。発達障害などについては、連絡協議会を設置し、その活動を通して、発達障害特性の周知や対応などについて対応方法を検討できる場として活用してまいります。次に、⑩就労および雇用の支援についてお話いたします。先日の家族会の場におきましては、まだまだ就労先が少ないのご意見を伺いました。一般就労が困難な障害当事者の方に対しましては、就労移行支援等を活用し、その後の職を提案するとともに、生活困窮に関わる場合につきましては、広く相談窓口の周知を行いながら早期に支援ができる体制を整えてまいります。また、障害者雇用だけではなく、農福連携にも力を入れ、峡東圏域においても面的支援を行っていくなどの手法を取

り入れながら、就労先のご提案ができるように準備をしております。次に、⑪社会参加交流の場の充実についてお話いたします。当事者の方々の目線では、活動の場がないとご意見をいただきました。ただ、事業所の行政目線で言えば、社会参加活動の場があるとの評価がわかれているという評価が出ました。本計画の前期におきましては、ちょうどコロナウイルス感染症のため、交流の場や日中活動に制限がかかっている時期でもあり、実際に利用される当事者やご家族と、事業者行政目線との間に認識の相違があったのかもしれませんが、今後も継続して、協議会を通して現状確認を行っていきながら意見を伺っていく必要があると考えております。次に、⑫防災・防犯・感染症対策の推進に移ります。現在、個別避難計画について、支援者の皆様方に配布する準備を行っております。また、防災訓練等を通して台帳の取り扱いについて周知を図っています。新型コロナウイルス感染症もありましたが、令和5年度から地域での訓練を再開することができるようになりましたので、地域住民や消防担当の協力を得ながら制度の周知を図ってまいります。次に、⑬権利擁護の推進についてお伝えいたします。障害当事者の方々の意思決定を支援するための権利擁護体制を強化するため、令和4年度に成年後見制度利用支援事業実施要綱を改正し、報酬助成対象の拡充を図っております。また、成年後見制度を支える後見人養成研修につきましても、毎年度実施され、徐々にではありますが、育成も進んできております。障害者虐待への対応として、案件が発生した際には速やかに関係機関へ協議し、対応するとともに、支援者に対して定期的なスキルアップ研修などを実施してまいります。次に、⑭「障害を理由とする差別」の解消についてお話いたします。障害者差別に対する相談窓口の設置や、市内事業者において障害者差別地域相談員を推薦し、障害者の皆様からの相談に応じる体制をとっています。自立支援協議会においても、差別解消支援会議を設置しており、活用方法について、参加委員の皆様方の意見を参考に、検討を今後も行ってまいります。次に、⑮障害理解の促進についてお伝えします。障害に関する普及啓発について、自立支援協議会では各当事者団体を通じて行うことができるように支援体制を構築しております。また、12月には障害者週間について広報を利用し、広く啓発活動を行ってまいります。各当事者の会におかれましても、会独自の活動をして、障害者に関するPR活動等の実施を行っていると同様でございますので、今後も各団体に対して支援を行ってまいります。最後に、⑯当事者参画による地域づくりとなります。当事者参画につきましては、各障害者団体への補助金交付などを通して、社会活動への取り組みを後押ししています。また、実際の当事者やご家族の意見を聞く場として、自立支援協議会の家族部会を活用しながら、事業者と行政の意見交換の場として活用できていると考えております。地域で、当事者やご家族を支える支援者として、地区の民生委員やボランティアの育成を通し、伴走型の支援ができるよう環境整備に努めていきます。以上、16項目について、いただきました意見と評価をまとめさせていただきました。詳細につきましては、お手元の資料をご確認いただければと思います。今期の計画は、まだ半ばにあり、政策の方向性としては変更なく、後期も前期の計画を継続させていただきたいと思っております。後期計画につきましては、あと3年間となります。今回皆様にご評価いただいた基本計画と地域福祉計画、両計画の整合性を図りながら、計画の効果的な推進を図ってまいりますので、当事者、ご家族の皆様方、また関係機関、関係団体の皆様におかれましては、主体的に

ご参画いただく中で、それぞれの役割に応じて施策の推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

(風間) ありがとうございます。ご質問ご意見があればいただきたいと思います。

(土屋) 「⑤地域生活移行・地域定着の促進」、28番の「地域移行・地域定着支援体制の整備」、「行政目線」の項目について、「現在、地域定着支援1名、自立生活援助3名に支給決定」とありますが、市役所の職員なのか、別のところの方々がそういう役割を担っているのでしょうか。

(志村) 支援をしているのは、行政か事業者かという質問でよろしいでしょうか。

(土屋) はい、現在支援をしている方がどのような方か知りたいと思います。

(志村) 個人の事業者様になりますので、もし興味があれば、後ほど個別にご相談させていただきます。

(風間) ありがとうございます。他に、ご質問、ご意見ございますか。無いようですので、高木先生より一言お願いいたします。

(高木) 今回評価について、それぞれの目線があったと思います。当事者家族の方の目線は、ご自身が持っている課題が解決したかどうかというところが強く反映されています。一方、事業者支援者については、実践や支援ができていないかどうかというところが強く反映されていて、行政目線の方はどちらかというところ、支援体制の構築ができていないところ、それぞれの役割、機能によって目線が違っているということがあります。元々、この計画を作る前提で当事者の方たちにアンケートをとっています。アンケート結果に対し、総論としてどうなのかということも踏まえながら、今回は当事者ご自身でチェックしていただいています。この評価の大前提となっている総論のアンケート項目があるわけですが、その項目が最終的にどのように変化しているかというところで、その前提となっているアンケート結果も考えていくとよいと思います。かなり一致しているのもあれば、まだまだ一致していないところもありますけれども、前提となる共通の目線とは何だろうかというところ、例えば、最初の調査結果に、障害を支える人たちの収入ってどうなっているとか、将来どんなふうに暮らしたいですかという、大きな質問でアンケートをとって計画を作っていますので、できればそちらも皆さん同時に見ていただいて、こういう質問で構築されているのだなということをご理解いただいて、相対としてどうかという視点でやっていけるとよいと思います。ぜひ、皆さん自分と関係ないところについても読んでいただきたい。大変ですが、全部読まないといけないとわかりません。やはりこれが、障害者福祉の取り巻く難しさであり、ライフステージが長く、切り取れるものではないです。我々の仕事は切り取れますが、ご本人の生活は切り取れないので、やはり全体を読み、想像をして

いくということ、皆さんと一緒にやっているとよいと思います。私からは以上になります。

(風間) ありがとうございます。それではこれで議事を終了させていただきます。

## 5. その他

(内藤) 風間会長、議長ありがとうございます。それでは議事以外でご意見がありましたらお願いします。

(鈴木) 1点目、社協では社会福祉大会が12月に開催されます。今回のテーマは、防災についてです。社協ではずっと当事者あるいは家族部会や、自立支援協議会と一緒にやってきました、地域の防災訓練に障害当事者が参加する試みについて前半にやらせていただきます。ところが、この計画書にもあるようにコロナで地域の方で受け入れができていません。代わりに、社協の中で地域福祉課と一緒にやったのが、「障害当事者がボランティアとして被災者を救う方に回れないか」という試みを2年ほど続けています。そのことを第2部の後半の方に入れていこうと思います。このボランティアについては新沼さんにも参加していただきました。皆さん防災訓練の場で、ダンボールベッドの組み立て作業を行いました。2点目、地域の方で引きこもり対策としてやっているサロンがあります。今年は、毎月開催をしています。後程担当者から説明させていただきます。3点目、サービスモニタリング検証についてです。現在、国の方からは、「基幹の強化」が言われています。主任相談支援専門員という資格ができました。相談支援専門員の中でも、特に地域の方に足をかけて、いろんな相談体制を強くしていくためのものです。主任が中心となって、基幹がそれぞれの計画相談のモニタリングを行うという話が出ています。これを笛吹市でも取り入れてもらえないかということで、国で検証を重ねていて、その研修が先日ありました。もちろん基幹に全部おまかせということではできないので、委託相談と基幹の体制で一緒にできないかと話し合いをしました。モニタリング検証とはどういうものかということ、計画相談が充実しているかどうかということと、利用者さんに対して十分説明し、サービス提供と計画ができているのかということとをみんなで検証しましょうというものです。モニタリング検証を既に行っているところもあり、いろいろな形が見えてきています。事業所にも行政にもいいところがあるということなので、ぜひ来年度からできないかということで、話し合いをしました。4点目、意思決定支援についてです。意思決定支援の研修を行っていることを、前回の自立支援協議会の中でも説明させていただきました。意思決定支援、権利擁護というと成年後見を中心に捉えられる事が多いですが、それ以外についてもこの研修で行っていかうと考えています。日常的な意思決定についても重要で、本人が意思決定をしっかりとやっているのだろうか、ということでこの研修があります。本人の意思をどのように私達が取っていくかがポイントです。意思表示が難しい方に対して、私達は代理的に「多分この人はこういうことがあるのだろうか」とか、「この人にはこういうものがふさわしい」というような専門的な見方になってしまうことがあります。その方が、意思決定を本当にできない人なのか、もっ

と長い時間をかけていけば、将来的には少しずつでも、自分の意思を出すことができるのではないかとことを想定しながら、検証していくということです。研修では、実例を3つ出しました。1つ目は、重度自閉症の方で、2つ目は精神疾患の方、3つ目は認知症の方です。この3つのモデルを実際にビデオで見ながら、この方たちにとっての意思決定支援はどのような形でできるのか、検証したものです。何よりも大事なのは、意思決定と言いながらも、私達の代行支援自体が最優先になってしまっていないかということにまず気づくということです。本人の表情や言葉、あるいは行動の中にヒントがたくさん隠れており、これを改めて見ていこうということです。そして、やはり大事なのは、代行決定をしないようにしていく、時間がかかってもよいので、代行決定ではない本人支援を考えていこうということです。それにより、最終的には、日々の中で少しずつ本人の意思を決定していくことによって、本人が自分の意思をこう表現してもいいという気持ちを積み上げることになります。そして、本人が自分で選ぶことが、楽しく、良かったと、「自分で選んで良いのだ」って思えるようになることが、最終的な目標です。この研修は、県主催のものですが、参加者を増やしていきながら、ボトムアップしていこうということで現在行っております。また、今日の新聞のことで一つ紹介をさせていただきます。「春日居の安全これからも」ということで、社協の協力員でもある、ボランティアグループ春日居見守り隊の田中勇会長が紹介されています。子供たちのところでこのように案内をしています。ぜひ、見かけたら声をかけてあげてほしいです。障害と関係ないと思われるかもしれませんが、実は障害とすごく関係あります。年に1回くらいの確率ですが、不審者情報として障害の方が引かかることがあります。警察から「怪しい人がいる」と聞くと、障害の方だったということがあります。このような情報も田中勇さんに掴んでいただいております。障害の有無に関係なく特徴がある方について、街中で子供たちに「大丈夫だよ、この兄ちゃん大丈夫だからね」ということを言っています。こういう情報がうまく回っていくと障害でも子供でも安全なまち作りができるということです。田中勇さんへお声をかけていただけると、とてもありがたいのでよろしくお願いします。最後に、サロンの紹介を担当から説明させていただきます。

(依田) 支援センターの障害者サロンについてご案内をさせていただきます。毎月1回、第3水曜日に開催しております。開催場所は5ヶ所に増えました。最初の頃は1ヶ所でやっていたのですが、平日の日中参加してくださる方が少なかったということがありました。制作やゲームなどを用意していたのですが、なかなかやりたいという方がいなくてかなり悩んだ時期がありました。そこで、参加してくださる方にどんなことをやりたいかということを知り、工夫することに力を入れてきました。そのおかげで、まだ片手ぐらいますが、少しずつ参加者が増え始めてきました。春日居は福社会館、八代ではエンカフェという場所をお借りして活動しています。御坂、石和ではなごみの湯というところで、参加者が居そうな場所を設定しております。「かるたやりたいな」とか、「お話は苦手だから、何か作る時には参加したいな」等、要望に応じて開催するようにしたところ、皆さん楽しかったと、お声を聞いております。細かな要望に、なるべく沿うようにしており、「出て来られた。」という嬉しさ、達成感を始めの一步

として大切に、次に繋げていきたいと思えます。ボランティアの「びあぴあ」さんや、地域の民生委員さんにもお声掛けをさせていただいて、一緒に作るようにしております。この障害者サロンに参加していた方が、地活のデイケアに行けるようになったり、家事教室や他のプログラムに参加できるようになったり、少ないですが、就労 B 型の方まで通所ができるようになったという方もいらっしゃいますので、今後のきっかけになるとよいと思っております。

(内藤) ありがとうございます、5 点ほど情報提供をいただきました。皆様の方から、提供いただいた内容で何かご質問あればお受けしたいと思えます。私の方で聞き逃してしまったのですが、最初にあった防災への取り組みについて 12 月に開催予定とのお話でしたが、日にちは決まっていますか。

(鈴木) 社会福祉大会については 12 月 13 日水曜日の午後になります。1 部は功労者に表彰を予定しており、2 部で防災についての発表となります。チラシが間に合わなかったため、今日提示ができませんでした。2 部では、過去の地域の防災訓練に障害者が参加する試みについて、障害当事者がボランティアとして皆さんを救う立場になっていくという試みについて地域福祉課と一緒にやりますので、ぜひ多くの方の参加をお願いいたします。

(内藤) その他に、ご報告事項等ご意見ございますか。

(伊藤) せっかくの機会ですので、生活保護の状況について、皆さんにお伝えしたいと思えます。笛吹市では、令和 4 年度末時点で、673 世帯 792 人の方が生活保護を受給しております。その中で障害者世帯が 49 世帯、ということで全体の 7.4%になります。一番多い世帯は、60 歳以上の高齢者世帯が 69.8%ということで約 7 割を占めております。ちなみに、約 10 年前の平成 24 年度のデータを見ると、世帯数が 474 世帯 569 人ということで増えていることがわかります。障害者世帯については、同じ 49 世帯ということで、10 年間横ばいと見てとれます。最近では、物価高騰で生活保護の相談申請が非常に伸びています。例えば障害年金プラス B 型で何とかやりくりできていた方が、この物価高騰でお金が足りなくなってきたということが現れています。今後この物価高騰が続くと、そういう方たちの生活保護受給が多くなると予想されます。最後に、最近あった嬉しい話なのですが、若い方が脳出血で入院し、障害福祉課や各関係機関と連携を図りながら、病院から宿泊型の自立訓練、それから障害のグループホーム、その間には障害就労や障害年金の受給を開始、様々な関係機関で連携を図りながらスムーズに行え、最終的に生活保護の方が自立できました。このような事例がありますので、やはり関係機関との連携は大切だと感じております。

(内藤) 生活保護の現状から、関係機関との連携の重要性をお話しいただきました。その他に何か情報提供等ありましたらお願いいたします。

(石原) 皆様のお手元にカラー刷りの2枚のご通知を置かせていただきました。こちらは、共立介護福祉センター石和からです。10月に行われる、石和まちなかマルシェのご案内とご寄付のご協力ということでいただいております。ご興味ある方、またご協力いただける方につきましては、よろしく願いいたします。

(内藤) その他、何かありますか。

(荻原) 先ほどの児童部会でも、報告をさせていただきましたが、最近のケースの傾向として、複雑であったり複合世帯のケースがだいぶ増えていて、重層的な支援体制も進んでいく中で、児童部会とすると連携がすごく必要であったり、なかなか連携がうまくいかないケースもあります。やはり、障害福祉課ばかりではなく、子育て支援課、教育委員会などの他部署との繋がりが本当に必要になっていると感じます。そのような中で、それぞれの部署が今後について、どのように考えているのかを聞かせていただきたいと思います。

(内藤) ありがとうございます。先ほど生活援護課の方からも、他部署との連携の重要性をお話いただきましたが、子育て支援課と教育委員会からも何かコメント等ありましたらよろしく願いいたします。

(田草川) 教育委員会では、来年度4月のお子さんたちの就学に向けて、様々なことをしております。特に相談室では子育て支援課から情報を得まして、子育てに悩んでいるお母様方、特に小学校に入学するにあたって支援を必要とされるお子さんについてのご相談を受けたり、4月からの特別支援学級の進学に向けて、書類作成等のお手伝いをさせていただいています。お話がありましたとおり、子育て支援課からの情報をいただき、早くから支援体制を整えることができることが何よりも大きいと感じております。

(堀内) 子育て支援課では乳幼児健診や育児相談の中で、発達の不安や悩みがある場合には、医療機関への受診や専門機関への紹介をさせていただいております。必要がある場合は、医師とも連携が図れるようになっていきますので、早期に必要な療育やサービスに繋がられるように共有しております。福祉サービスの利用が必要な場合は、障害福祉課へご案内して、親御さんの思いや不安を共有しながら、福祉サービスの紹介や利用のサポートなどを行っています。特に、施設を一緒に見学したり、その後の悩みの相談等を、地区担当の保健師が中心となって継続支援を行っております。その他、笛吹市内28ヶ所の保育園・幼稚園を年に1回訪問し、園の状況を確認して、必要なお子さんについては情報共有を図るなどして連携を行っています。あと、田草川先生からお話がありましたが、就学に向けての相談や、発達に課題を持つお子さんへの繋ぎなど、教育委員会とも連携を図っています。子育て支援課には、子供家庭支援担当がいて、虐待の疑いのある児童やヤングケアラー、養育環境の確認が必要な児童に対しては、小中学校との関わりも最近は増えています。困難ケースが多く、うまく支援に結び付かないケ

ースもありますが、支援方法や情報共有をさせていただきながら、円滑な連携をさせていただけるよう取り組み、今後も密な連携を図っていきたいと考えています。

(内藤) ありがとうございます。教育委員会と子育て支援課の方から連携の状況をお話しいただきましたけれども、委員の皆様から先ほどの説明の中で質問等ございますか。

(高橋) 私自身、成年後見制度において、判断能力が低下している方のサポートをやっていますが、障害をお持ちの方の世帯を支援することもあります。息子さんに障害があり、障害年金はあるが一緒に住んでいるお母さんは、障害がなくて収入や年金がほとんどないという世帯をサポートさせていただいたときに、最終的に生活保護を使わせていただき、医療に安心してかかれるように援助していただきました。生活保護の窓口に行くとき、渋る市町村もあり、水際対策として対応してくださらないところも多いのですが、笛吹市のワーカーさんは非常に親身に相談にしてくださるイメージがあります。生活保護を受けている方の場合、こういう制度が使えるとか、相談ワーカーさんの方が相談に乗ってくださるといところで、成年後見として、生活保護の部署の方に非常に助けていただいた記憶があります。逆に、生活保護を受給している方でも、背後に法的な問題を抱えている方もいると思います。山梨県弁護士会では、福祉ホット相談という制度があり、行政やサービスをされている方や、ご本人のために支援をしている方が、この場合どうしたらよいのだろうというときに、無料で電話相談ができる制度があります。この制度を使っていただきますと、各部署内の連携はもちろんですが、法的なトラブルがあった場合に、問題の解決に近づく場合もあります。どの弁護士かは選べないのですが、高齢者や障害者に関して活動している弁護士が担当しますので、重層的な対応ということで、法的な問題があった場合は、ご連絡いただいて弁護士も利用していただければと思います。

(内藤) ありがとうございます。福祉ホット相談への連絡先はございますか。

(高橋) 山梨県弁護士会の連絡先が 055-235-7202 になり、高齢者障害者の委員会で行っているサービスになります。福祉ホット相談をしたいと言っただけであれば案内しますので、ぜひご利用ください。

(内藤) ありがとうございます。無料で相談ができるとのことですので、ご利用いただければと思います。その他の内容で、高木先生からコメントをよろしく願いいたします。

(高木) 普段お話を聞く機会が少ない方たちの話を伺うことができました。その中で、「重層」というキーワードが出ました。最近では、様々な所で重層の話がありますが、複雑化、多様化した問題があると、枕詞で出てきます。これが何かというと、1つは「複雑化しているので、専門職が1つの課で相談できず、支援がしづらい」ということと、2つ目は「複雑なのでご本人が生きづらい」というものです。重層的支援体制整備事業は支援者側の支援のしづらさ、そして

本人の生きづらさ、この2つに対して支援を展開していくことになります。先ほど、話にあった教育委員会と子育て支援課と障害福祉課で連携しながら支援する体制については、支援者側の支援のしづらさに対して、とてもよくできていると評価できるかもしれません。ただ、この体制整備は専門職支援のしづらさへの話であって、ご本人の生きづらさというところに対してはほぼ何もしていません。ここで次のステップを進めていく必要があります、体制を作るだけでなく、地域共生社会を作っていくことを意識すると、「ご本人たちの生きづらさ」にも対応することができます。先ほど、鈴木さんからあった「年に1回ほど障害を持っている人が不審者になる」という話については、まさに支援は受けているが、生きづらいということになります。やはり、社会を変えていくことまでが重層的支援体制整備を作るときの大事なポイントになります。本人の生きづらさに対しては、福祉のサービスでは対応できないものになると思いますので、今までアセスメントしていても、これはサービスの対象外だからと保留されていたかもしれません。各相談機関、各部署でも生きづらさとしての情報は持っていたけれども、対応できなかったということがあると思います。この会を通して地域づくりを行い、支援体制をさらにバージョンアップしていくことを考えられるとよいと思います。県の方から来月に研修があるという話がありました。決して笛吹市に重層をやりなさいと言うつもりはありませんし、少なくとも相談体制については、ほぼできています。生きづらさについて、この自立支援協議会で話し合うことも多く、当事者からの声も出てきていますので、アプローチに取り組み、変えられるとよいと思っております。

(石原) 先生のお話にあった研修ですが、今月の20日に予定されていますので、障害福祉課の方でも出席をさせていただきます。また、11月14日に山梨市で行われる高木先生の講義についても伺っていますので、そちらも参加していきたいと思っています。

(内藤) ありがとうございます。以上をもちまして、第51回笛吹市地域自立支援協議会を終了させていただきます。長時間にわたるご協力ありがとうございました。  
なお次回は、令和6年2月14日に開催を予定しておりますので、ご参加をお願いいたします。